

平成23年第1回蟹江町議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	平成23年1月25日(火)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 ( 開 議 )	1月25日 午前9時00分宣告(第1日)			
応 招 議 員	1番	松本正美	2番	伊藤俊一
	3番	山田邦夫	4番	米野秀雄
	5番	高阪康彦	6番	林英子
	7番	小原喜一郎	8番	中村英子
	9番	黒川勝好	10番	菊地久
	11番	吉田正昭	12番	山田乙三
	13番	伊藤正昇	14番	奥田信宏
	15番	猪俣二郎	16番	大原龍彦
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規 定により説明 のため出席し た者の職氏名	常 勤 特 別 職	町 長	横江 淳一	副 町 長	河瀬 広幸
	政 策 推 進 室	室 長	伊藤 芳樹		
	総 務 部	部 長	加藤 恒弘	次 長 兼 企 画 情 報 課 長	鈴木 智久
		総務課長	江上 文啓	税務課長	服部 康彦
	民 生 部	部 長	齋藤 仁	次 長 兼 住 民 課 長	犬飼 博初
		次 長 兼 保 險 医 療 課 長	上田 実	次 長 兼 高 齢 介 護 課 長	佐藤 一夫
		子 育 て 推 進 課 長	鈴木 利彦		
	産 業 建 設 部	部 長	水野 久夫	次 長 兼 土 木 農 政 課 長	西川 和彦
	会計管理室	会 計 管 理 者 兼 会 計 管 理 室 長	小酒井敏之		
	上下水道部	部 長	佐野 宗夫	下 水 道 課 長	絹川 靖夫
消防本部	消 防 長	山内 巧			
教育委員 会 事 務 局	教 育 長	石垣 武雄	部 長	加賀 松利	
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議 事 会 務 局	局 長	松岡 英雄	書 記	橋本 浩之
議 事 日 程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				
会 議 録 署 名 議 員	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。 (会議規則第120条)				
	1 番	松 本 正 美	2 番	伊 藤 俊 一	

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号 蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第4 議案第2号 蟹江町公共下水道事業下水道管きょ布設工事（藤丸処理分区その1）  
請負契約の締結事項の変更について
- 日程第5 議案第3号 蟹江町公共下水道事業下水道管きょ布設工事（藤丸処理分区その2）  
請負契約の締結事項の変更について
- 日程第6 議案第4号 蟹江町公共下水道事業下水道管きょ布設工事（藤丸処理分区その3）  
請負契約の締結事項の変更について
- 日程第7 議案第5号 蟹江町公共下水道事業下水道管きょ布設工事（駅北処理分区その8）  
請負契約の締結事項の変更について
- 日程第8 議案第6号 蟹江町公共下水道事業下水道管きょ布設工事（今東処理分区その10）  
請負契約の締結事項の変更について
- 日程第9 議案第7号 蟹江町公共下水道事業下水道管きょ布設工事（本町新屋敷処理分区その1）  
請負契約の締結事項の変更について
- 日程第10 議案第8号 蟹江町公共下水道事業下水道管きょ布設工事（本町海門処理分区その1ほか）  
請負契約の締結事項の変更について
- 日程第11 議案第9号 平成22年度蟹江町一般会計補正予算（第7号）

○議長 伊藤正昇君

皆さん、おはようございます。

平成23年第1回蟹江町議会臨時会を開催しましたところ、定刻までにご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、これより平成23年第1回蟹江町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

参与者には、町長、副町長、教育長、部長、次長、関係課長の出席を求め、書記には橋本浩之君を指名をいたします。

ここで本会議を一たん休憩して、議会運営委員会の開催をお願いしたいと思います。

議会運営委員長 小原喜一郎君、お願いをいたします。

○議会運営委員長 小原喜一郎君

それじゃ、運営委員の皆さん、会議室へお願いいたします。

○議長 伊藤正昇君

それでは、本会議を暫時一たん休憩します。

(午前 9時01分)

○議長 伊藤正昇君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 9時21分)

○議長 伊藤正昇君

ただいま開催されました議会運営委員会の協議結果の報告を求めます。

議会運営委員長 小原喜一郎君、ご登壇ください。

(7番議員登壇)

○議会運営委員長 小原喜一郎君

議席番号7番 議会運営委員長の小原喜一郎でございます。

ただいま開催されました議会運営委員会の協議結果について報告を申し上げます。

まず、本臨時会の会期についてでございますが、いろいろご意見がございまして、特に下水道案件の契約変更でございますが、7案件もあるわけでありまして、しかも変更の内容が複雑だし、多岐にわたっておるし、額も大きいしという、こういう中できょう1日の会期でいいのかと、防災建設常任委員会へ付託が必要になるかもわからんじやないかだとか、そうならばきょう1日では無理じやないかだとか、少なくとも資料要求だとか、あるいは突っ込んだ質疑もされるだろうから、かなり時間がかかると違うかというご意見もありましたけれども、最終的にきょう1日といたしました。

次に、議事日程についてでございますが、公務員の給与の減額についての議案と一般会計

補正予算については、提案精読の後、採決と。下水道の7案件につきましては、一括提案をいたしまして、質疑も一括でお願いをします。採決に当たっては、それぞれ議案ごとに採決をするということになりました。

それから、次に、その他の件でございますけれども、議会終了後、議員総会を開催いたします。なお、議員総会終了後、学区編成会議を開催いたします。

以上でございます。

(7番議員降壇)

○議長 伊藤正昇君

どうもありがとうございました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長 伊藤正昇君

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、1番松本正美君、2番伊藤俊一君を指名をいたします。

○議長 伊藤正昇君

日程第2 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りをいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りと決定をいたしました。

○議長 伊藤正昇君

日程第3 議案第1号「蟹江町の職員の給与に関する条例の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 加藤恒弘君

提案説明した。

○議長 伊藤正昇君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

○7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございます。単に人事院規則改正があったから条例改正をするんだという提案では、ちょっと十分納得いかないのでもっておきたいわけでありまして、従来は結核というのは特別に扱われていまして、療養期間も一定の期間要するので、特別な条項が入れられておりました。労働基準法でもそうでしたけれども、それを一般疾病並みに90日にするということは、医学も発達して、結核といえども、もう一般疾病と同等に扱って

いという一般的な情勢判断というか、そういうことになったんでしょうか。ちょっとその辺のところを伺いたいと思うんです。

○総務部長 加藤恒弘君

結核予防法がたしか平成19年に廃止をされておるといような状況で現在に至っておるところでございますが、この関係で、実はおっしゃられますとおり、医学の進歩と、それから結核においても、従来でありますと死の病気、あるいは長い期間が療養に必要であるといようなことではございましたが、このあたりはやはり今おっしゃられましたように、医学の発達等によりまして変更されてきたということを受けまして、今回それを踏まえてのこの提案でございますので、提案理由の中にそういったことが漏れておりましたことはおわび申し上げますが、よろしくご審議のほどをお願いいたします。

以上であります。

○議長 伊藤正昇君

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第1号を採決します。

お諮りをいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長 伊藤正昇君

日程第4 議案第2号「蟹江町公共下水道事業下水道管きょ布設工事（藤丸処理分区その1）請負契約の締結事項の変更について」ないし日程第10 議案第8号「蟹江町公共下水道事業下水道管きょ布設工事（本町海門処理分区その1ほか）請負契約の締結事項の変更について」、7件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○上下水道部長 佐野宗夫君

提案説明した。

○下水道課長 絹川靖夫君

詳細説明した。

(「議長、1つずつやっていってもらえんですかね」の声あり)

○10番 菊地 久君

説明の仕方ね、これからも議案ごとに1つずつそうやって口頭でおっしゃるつもりだね。だったら、議長、いいですか。申しわけないけれども、きちんと書いてください。そもそも今のお話聞いておっても、この提案の理由は交通安全対策で220万円出るんですよ、プラスね。ところが、あなたの今のことをやると、配管の変更が40万だとか、どれどれが20万で全然違うじゃん。だったら、説明の提案の項目以外の内訳の数字を出すべきですよ。今言ったようなことを。前後はええわ。あんたのあれは言わんでもいいで、数字上、これはどっちみち質問されること。あなたが今言おうということは、我々はもう質問することなの、全部。あんたはえらいわ。質問されるようなことを先にきちんと勉強して、今説明しておりますが、これを今というように口頭で全部言っていって頭へ入らんわ。

せっかくそこまで言うならば、どっちみち質問するからね。今、全体像で資料があるのかという質問をするつもりだった。中身はどうだという質問をしながら、項目ごとに質問者が出るはずですので、せっかくそこまでやってあって、これから1項目ずつ説明をされるなら、もう少しわかりやすく数字を上げて出せるのかと。口頭じゃないと出せないのかと。その辺について、今後の審議の仕方があるものですから、その辺についてちょっと議長、申しわけないけれども、こういう形で1項目ずつ、今言った口頭の質問だったら、資料を求めますから、一緒のことなんだ。だったら、休憩してでもいいで、書いた書類があるなら、全員に出してくださいよ。議長、ひとつ取り計らいをお願いします。

○下水道課長 絹川靖夫君

提案理由につきましては、大きなことをございまして、あと個々の数量については、提案理由に書いてございません。今の数量の増減、表にございまして、43.5、1.4とか、それについて私が説明しておると思いますが、どんなものでしょうか。ちょっとわかりにくいですか。

(「資料があるなら資料出せんかと言っておるの」の声あり)

○議長 伊藤正昇君

それでは、暫時休憩します。

(午前10時01分)

○議長 伊藤正昇君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時03分)

○下水道課長 絹川靖夫君

大変すみません。提案理由のところだけについて説明をさせていただきまして、あとこの数量の変わったところは質問でよろしいでしょうか。

(「資料を出せ」の声あり)

○議長 伊藤正昇君

再度休憩します。

(午前10時04分)

○議長 伊藤正昇君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時06分)

○下水道課長 絹川靖夫君

すみません。勉強不足で申しわけございません。例えばこの表に合計と書いてあります。これは金額と増減の表が書いてありまして、実際に直接工事費としては150万増額になります。あとこれへは経費が入れてございません。その中に例えば職員の給与とか、ボーナスとか、現場管理費とか何かにかかりますそれが大体1.5ぐらいを掛けますと、今担当部長が言いましたように224万3,850円になります。これは経費を今の種別に入れますとくちやくちやになりますので、これはご理解をお願いします。直工で150万変更になるということで、あと経費が1.55掛けますと、今言いましたように224万3,850円になるということでございます。

これは今回初めてのことでございまして、種別とかいろいろ書いてあります。これは現場で精査するとこれだけふえたり何かということございまして、大きな理由として、交通誘導員がふえたということございまして、ご理解を願いたいと思っております。

(発言する声あり)

交通誘導員は雑工の中に入っております、これが50万でございます。これが雑工の中に交通誘導員がございまして、ほかのところについては入ってません。

(発言する声あり)

そういうことです。提案理由としてこれが主要でございまして、あとの数量の変更については、ただどんな現場でもありますので、例えば側溝が2メートルふえたとか、そういう理由が書けませんので、交通誘導員を主に書かせていただきました。あとは現場において寸法が変わったということございまして、ご理解をお願いしたいと思います。

○10番 菊地 久君

それで、1回目は今やっという形だけれども、次の問題についてでも、あなたの今の説明の仕方をやると、ここに書いてある提案理由あるな、大きな。そしてめくってみると、ここに数字が書いてあるわ、総計がね。雑工と書いて、ずっとマイナスとプラスと書いていて、総計40万と書いてあるけれども、こっちへ出てくるのは56万円ぐらいですわ。すると十何万は今言った経費だということがやっというわかったけれども、今と同じような説明を今から3号も4号もされるんですねということ。そういうやり方をするの。

○下水道課長 絹川靖夫君

そういうやり方でいきたいと思っております。

○10番 菊地 久君

それで、わかりやすく言ってほしいのは、主たるここに書いてある目的、提案理由、これ



本文がある。本文を読むと、我々は本文で大體これだけふえたとか、減ったと思うわけ。しかし、中身から言ってくると大分差があり過ぎるわけよ、印象から言って。だから、せっかくここまできちんと資料をそろえてくださっておるもので、これは数字見ればわかる。この数字に書いてある。この数字と本文の提案の理由との間のギャップやら何かがありはせんかと思うもので、せっかくあなたの勉強一生懸命されてきて説明することはようわかるが、我々は質問によってあんたがもっと説明するかもしれんけどね、今のようなわからんようなやり方だとわからんから、ポイントを言ってもらいたいの、ポイントを。いい。そういうふうにポイントのわかりやすいような説明をこれからするなら、どうぞいいですよ、議長。いいね。

○下水道課長 絹川靖夫君

詳細説明した。

○議長 伊藤正昇君

提案理由が終わりましたけれども、暫時休憩をします。50分から再開をいたします。

(午前10時32分)

○議長 伊藤正昇君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時50分)

○議長 伊藤正昇君

提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

○12番 山田乙三君

12番 新政会 山田乙三です。説明をいただきましたので、基本的なといいますか、初歩的なといいますか、ちょっとお聞きをしたいと思います。

まず工法で、推進工法、開削工法と、こういうふうにさらっと言われますけれども、我々ずぶの素人では大體想像はつきますけれども、どうなんだと。私なりの知識では、最近リアモーターカーに端を発して、非常に地下の深いところの関心が高いんですね、世間的には。そういうところから、推進工法というのは新しい工法で、いくなれば都市部、東京あたりでは非常に日常的に使われている工法かなと思いますけれども、地方といいますか、最近では推進工法が非常に便利だと、開削工法に比べて便利だと。ただし、そこにやみくもにおれもいい年食ったから、現場監督で立っておればええわと、ぼやっと立っておるということは決してありませんですね。それは国家試験、資格を取らなければだめだ。ですから、私の聞き及んでいる範囲内では、例えばA建築会社と言っても、はっきり言って蟹江町では、そういう推進工法の資格を持っておられる人は私はないというような見方をさせていただいています。調査はしていませんけれども、ざっくり見た感じではおられないんじゃないかな。

だったらどうするんだ、こういうことなんですけれども、東京のほうの大手あるいは準大

手の建設業者のほうからお借りをする。高額のお金を出して現場監督として雇い入れて粛々と工事を進めていくと、こういうのが私は実態だと思ってます。もし間違っておれば聞かせていただきたいと。要らん世話と言われるかもしれませんが、私ども議員の1人として、全体の金額の中に反映されておりますので、ぜひとも知っておきたい、こういうことでございます。

それから、例えば提案理由の中に町内会より云々と、こういう文言が出てきますけれども、こういった文言というのは、私に言わせてみれば、ややもするといわゆる責任転嫁といえますか、町内会が出てきたから交通誘導員を置くんだ、これは私は耳ざわりのよくない言葉だと思う。町内会から出てくる以前に、担当部署として当然起点から終点、中間にはそれぞれ誘導員を置くという要綱といいますか、決まりというのは説明があったというような形でね、1人俗に言うガードマンといいますか、1万円とか言いますが、それにしてもこういう工事については、費用は高いということは思っておるんですけども、そういう金額の整合性の点からいっても、やや私も疑問を持つ1人であります。

それから、もう一つ、基本的な面でいえば、酸欠防止と、これは議案第3号の提案理由の中に出てきますけれども、酸欠の危険防止、これちょっと置き土産じゃないですけども、上下水道部長にちょっとお尋ねしたいと思います。酸欠というと、資格が要るかどうか。何%から以下が酸欠と称するのか。空気中に含まれている溶存酸素というのは大体どのくらいなのか。その辺をちょっとお聞かせいただきたい。いわゆる専門の担当者として、当然知っておくべき、こういうことが提案理由としてさらっと書いてあります。ですから、酸欠の危険防止の云々だという提案理由が書いてありますけれども、そういった点もでございます。

最後の質問でありますけれども、お尋ねでありますけれども、例えば地下には何が待っておるかかわらんというのがざっくりした言い方ですけども、実はガス管が入っておったり、水道管が入って埋設されておったり、NTTの地下ケーブルがあつたり、それから電線があつたり、そこには当然何でも埋めればよいというわけじゃないですね。要綱、規定がございましてね、例えば1メートル以下に埋めなさいよ。水道管はこうで、ガス管はこうだ、ああだこうだ、こういう規定がありますけれども、それをやられるに当たって、多少のずれは、これは当然ぴしっと1ミリ足らずも違うということは決して思いませんが、そのことは当然、例えばNTTへ行けば、この地域はこういうものが入ってますよという図面は、それは瞬時に出していただけます。ガス管についてもそうです。でしょう。

例えば蟹江町の水道、今やりつつあるのか、もうでき終わったのか知りませんが、水道管の埋設はこの地域はどうだ、これがようやく立ち上がっておるような気がしておりますけれども、それが縦横に入り組んで、今回じゃないけれども、推進工法で行ってもう突き当たって、にっちもさっちもならんだとか、工法を開削工法に変えたと、こうありますけれども、その前にこういった予算をとるに当たって、コンサルタント、こういう専門家がいま

すわ。こういうのをCADといいますかね、これCADかな、これで図面を書く。ここの役場の職員にCADを扱われる人おられないんですね。私はそう見てますけれども、CAD、これも国家資格というか、CADの資格が要ります。昔はもう図面引いてやって、それ以外にざっくりやって、その後にトレースというのがありましたけれども、CADすらない。それから、青写真という、製図を書く人も、もう余り本当にごく限られた初歩的な方なのかなと。ですから、私は以前から有資格者をとりなさいよと言ったゆえんがそんなところにあるわけですが、これでもですね、当然やるに当たってはだれかに委託するわけでしょう。CADも当町はございませんから。ないから、ないものはやれないということで、だから外注に出すわけですね。出せば当然お金になるんですよ。せっかく優秀な職員がおられるんで、宝の持ち腐れだなと私は思いますけれども、そういった何点か。

もう一度言いますけれども、酸欠については何%が酸欠と称するか。通常溶存酸素というのは何%なのか。これは初歩的なんで、ちょっと特に上下水道部長、これ基本的ですからお聞きしたい。それから、埋設物についてはどういう要綱があつて、こういうことと照らし合わせてガス会社、電気会社、それから水道だとか、そういうのもどんなのと照らしてどうだこうだと、こういうことですね。それから、あとは町内会より云々じゃなくて、町内会から云々があるから提案理由じゃなくて、担当の発信のもとが思い図ってやるのが当然なんで、議員諸氏、皆さん立派な方が見えますけれども、こんなことは正直言って余り提案理由として書いていただくと恥ずかしい。地元の町内会よりどうだから、こうだから交通誘導員をやるというのは、もうこれわかり切っておることなんで、今の絹川課長から説明あったように、起点、終点、中間点にやると。これは変更はやむを得んですよ。完璧じゃないですから、人間はね。だけれども、コンサルを頼んでもこういう状態。これからですね、下水道については完成まで30年、膨大な金がかかるわけですよ。こういうことが万たび起こると、非常に私は心配で心配でなりません。

入札で起きた金額が下がっても困りますし、どういふこれ見積もりしたんだとなっちゃいますので、今回はこれで終わりなのか、これからもややもすると想定されると、こんなような危惧がありますので、全体を含めたり、何項目かの質問しましたけれども、答弁をいただきたいと思います。

○下水道課長 絹川靖夫君

それでは、質問に回答をさせていただきます。

普通2メートル以上につきましては開削工法でございまして、3メートル以上になりますと推進工法を利用してもらいます。業者につきましては、言われたとおり、蟹江町の業者ではできません。専門の業者を、特別な工法を持っていますので、その業者に外注発注をして業者はやっております。

それから、埋設の関係でございまして、これはいろいろ規定ございまして、今は管がよう

なったということで、昔の1メートル20から80センチになったり、段階を踏んでおりますが、今回NTTの場合は、実際の位置よりずれておったということで、こういうような実際に現場試掘しまして、離隔がとれないということで、NTTのほうからこれは重要なケーブルでありますので、12条入ってますので、これを切断するとえらいことになるということで、今回本町2号幹線のボックスの横に移動になりました。

それから、CADの関係でございますが、今回予算計上させていただきましたが、1年間は勉強しろと、使い方をよそへ行って勉強して、次のときに考えることで、やっぱり言われたとおりCADがありますと、業者から来て、それで訂正をしてやるということでございますので、やっぱり必要性はあると私は認識をしております。

それから、あとは交通安全のあれですが、理由としては言われるとおりに、町内会から出たら何でもやれるかということに言われがちでございますが、これは今言ったように、東西の道は起点、終点、それから中間点に3人のワンパーティーでございました。南北やったときに、理由としてこうしたんですけれども、これはおろそかに、これだけやったから、実際に業者から出たやつはうのみにして積算はしておりません。先ほど言いましたように、休憩時間1時間を交代要員として設計図書で見えておるということで関係機関に相談しました。それだったら、設計の理にかなっているということで増嵩させていただきました。うのみで業者が持ってきたガードマンを請求としてやってませんので、実際に100万とかそこら、業者のほうは企業努力になっております。

ちょっとほかには漏れてないと思うんですけれども。

以上でございます。

○上下水道部長 佐野宗夫君

今、議員から酸欠の問題について質問いただきました。大変申しわけございません。私自身、酸欠ということで、現在この地球上にどれだけの酸素が含まれているということのパーセンテージ、それからいざ危険状態になったときの溶存酸素がどれだけ必要だということについては、本当に申しわけございません。数値的には把握しておりませんし、それだけの知識もございません。大変申しわけございません。

それから、あくまでこの記述してございます酸欠防止という形で動いておりますのは、あくまで私どもも万全に監督をできるわけではございません。ですので、県のほうの監督を委託しながら、その都度勉強させていただいている状況でございますので、よろしく願います。

以上でございます。

○12番 山田乙三君

とっさに言って申しわけない、これは最初に申し上げておきます。21%です。16%以下が酸欠状態。酸素溶存メーターというのがございまして、当然ここに提案理由にあって、部長

はこれを見ておられたら、知識として当然お持ちでなければ困りますよ、これ。それで、国家資格で建設業者なんか当然持つておられる方が多いわけだね。ちょっと前はカナリアのくずのカナリアといいますかね、余りいいカナリアじゃないけれども、それを鳥かごを持って、それが死んだらといいますか、そういうので判断したときもあったり、ろうそくを持ってろうそくが消えたらという非常に原始的な実態がありましたけれども、今は溶存酸素メーターというのがございます。16%だとピーッとブザーが鳴って酸欠だよと。21%が大気中に含まれておると。こんなことはですね、本当は知っていただきたいことなんですね。知っておるから賢いとか、知つとらんとかどうだでなくて、これはやっぱり、ですから私は何が言いたいかという、業者あるいは言うままじゃないのかなと。やっぱり対等に話し合っ、ああだよ、こうだよとしないと心配になってきますよ、いろんなことが。

ですから、今、絹川課長からもCADとおっしゃいました。資格を取りなさいよと以前から私は言っていましたし、CADも国家試験ですね。うん十万かかりますよ。CADそのものが高いですし。ですから、もう時代の流れについてはあつて当然なんですよ。それが無い。ようやく買われる。業者との突き合わせのときにも非常に便利だと、当たり前の話なんですよ。なぜそれをやれないかということで、きょうはそんなことを言う場でないですから、その辺でやめておきますけれども、そういうところに出てくるんですよ。酸欠も職員に取りに行かせたらどうですか。何でそのコンサルだとか、そういう県にどうだこうだといったような初歩的なことを言っておられるんですか。簡単なものでしょう、そんなもの。

ですから、そういうことが日常いろんな面でありますし、もう一つちょっと答弁漏れといえますか、埋設の件については、電気については何メートル以下だとか、水道はどうだとか、ガス管はどうだとか、この辺はどうですか。わからんならわからんでいいですけども、ちょっとその辺を言ってくださいよ。何メートル以下なのか。いわゆる管も昔と違って丈夫なものができたから、ちょっと1メートル以下のが80センチと、それもよくわかりますけれども、その辺も調べられてどうですか。その辺の調べた結果、こういう形で変更を余儀なくされた。推進工法で機械が当たれば、それは変更は当然なんですよけれどもね。かなりの角度で今は埋設物としても調べます。

これについて、下水管をするにしても、いつとき県から約1年くらいでしたかね、名前は忘れましたが、お見えになったですね。絹川さんは一緒に机を並べてやつておられましたね。そういう方々、彼らは県職ですから、資格を持っている方が選抜してこっちへ来られたのかな、あるいはそういうご指導をいただいたかなと、その辺のさわりといいますか、私は30年、いろいろとやるところから図面のご指導というのか、本人が汗流してやられたのか、その辺もちょっと含めてお聞かせ願ったらありがたいです。

○下水道課長 絹川靖夫君

ガス管につきましては、実際に1メートル20ぐらいで入っておるということでしたけれど

も、現場において80センチしか入ってなかったということで、今言いましたように土工とか、それからウェル、それから矢板等は減額になりました。これは実際、前の話でございますので、大分前の入れたのが。実際にはその規定に入らなかったということで、個々のあれについては申しわけございません。いろいろあると思いますが、勉強不足で申しわけございません。

○12番 山田乙三君

最後ですけれども、上下水道部長ね、ちょっと聞きますわ。もうちょっとでここにおられんような状態になられる方ですので。

水道ね、せっかく上下水道部長を張っておられて、今蟹江町の単独水道で水道管、今、絹川課長の関連の話ですけれども、どこまで進捗したか、水道管の配管図ですね。蟹江町全域ですよ。その進捗状況、あるいはもう終わったよと、ここまで青図書き終わりましたよと。当然業者ですわね。もし費用がどれぐらいかかって、ようやくえらかったけれどもやったと。えらかったと言っても、業者がえらかっただけで、お金を出してやったんだ。その辺の進捗ぐあい。あんた把握しておらんと困りますよ。一遍言ってください。

○上下水道部長 佐野宗夫君

水道管の埋設につきましては、あくまで蟹江町の水道管が企業として成り立ったのが46年からでございます。それは議員もご存じかと思えます。それにつきましては、その前に埋設管として生活圏として配管されております。その管につきましては、すべて組合で管理されていた管でございます。それから、46年以降につきましては、現在としまして約200キロ、194.6ぐらいだったと思えますが、約200キロの管網図は持っております。その管網図によりまして46年以降の管を埋設しました。先ほど下水道課長申しましたように、1.2メートルで埋設している設計図面をもとにしまして、システムの中にその位置と深さについての明示はさせていただいております。あくまでそれは46年以降の企業会計になった以降の工事についての動きでございます。

それで、今耐用年数40年という言い方しておりますので、大体それをそのシステムから拾いますと、約半分がまだ組合当時の配管網の形になっております。あくまでそれは組合当時の寄附をいただいた、一応面的な図面からもとにして、その位置に管が何ミリのやつを入れたというだけの明示だけであります。そういう形できちっとした掘削しながら、今どういふふうどこ入っているということはつかんでおりませんが、一応そういう形で動きはとっております。それから、今下水道で工事を行っておりますので、それについてはあくまで負担金をいただきまして、新たな案についてはすべてそのシステムの中に移らせていただいておりますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

○9番 黒川勝好君

9番 黒川です。担当部長にお伺いします。

6月の議会のときに、この下水道の工事が8本入っております、そのうちの今回7本がこういう形でいろんな理由がついておりますけれども、こういうふうになってしまったということで、部長としてどのようにお考えなのか、一言お伺いをいたします。

○上下水道部長 佐野宗夫君

先ほどの質問で、私自身の動きではございますが、あくまで今回140ヘクタール、藤丸団地から下につきましては、蟹江小学校の路線、北側の路線ですが、そこまでの区域の市街化区域、ヨシヅヤさんはちょっと別にしまして、そのこのところをすべて140ヘクタールの区域面積を供用開始をしたいということで、発注業者を6月に契約をさせていただきました。そういう形で、あくまで8本を条件としては140ヘクタールの供用開始というのが大前提に出ておまして、そういうような絡みで動きはとらせていただいております、その中で14年度から事業を行っておりますけれども、そのこのところで最終形、いわゆる6月に言いましたように、最終形の動きでございます。あくまで今までこの区域をやりますという形で金額をお認め願って事業をさせていただいておりますが、あくまでまだ供用開始に至っていないということで、延長したり延期したりという形で調整はさせていただいております。という形で動きはとらせていただきましたが、前も言いましたように、あくまで140ヘクタールというのが大前提でございますので、そのこのところで動きがとれなくなったというふうに私は思っております。

それから、先ほど言いましたように、本町北処理分区だったと思います。それにつきましては、設計金額以内というか、それでおさまっているということ聞いております。

以上でございます。

○9番 黒川勝好君

だから、こういうふうになったのをどう考えてみえるかということですよ。これからまだずっと下水やっついていかないかんわけでしょう。毎回毎回こういうトラブルが起きるということは、何でなんだということを今お伺いをしておるわけですよ。本当に全然この状況というのは部長はどうとらえられておるか、僕よくわかりません。

1つ、例えばこの議案第2号を見ますと、今回契約金額が220万ばかりふえておりますよね。それで7,889万3,850円になっておるんですが、これ6月のときに出していただいた入札の調書ですけれども、この金額、今の高くなった金額であれば、ほかにもまだ4社とれておるわけですよ。この金額であればそれ以下でとれておるわけですよ。別の考え方をすれば、ほかの業者はきちっと今回交通指導員とか、そういういろんな対策ですけれども、そういうのもきちんとクリアされた上での入札金額じゃなかったのかな。

(発言する声あり)

いやいや、そういうことをきちっと踏まえた入札金額ではなかったのかな。だったらおか

しいんじゃないかなということを私は言いたいわけです。

もっとはっきりしているのが、これは新屋敷処理分区のところでありまして、これが議案第7号ですね。今回539万8,000円ふえておるわけですが、この金額でいきますと、これ全部この入札に入った業者はとれるわけですよ。それに蟹江町が出しておる予定価格より完全に上回っておるわけですね、金額が。それで今回やってしまうということになりますと、ちょっと話がおかしいような僕は気がするんですが、そのところはどうか理解をしたらよろしいですか。

○下水道課長 絹川靖夫君

案件につきましては、先ほど説明しましたとおり、今回は今までストックしたやつが非常に多くて、県の流域が山本医院まで供用開始することによりまして8本のあれが起きました。今後はそんなことは金の都合もありまして、今回は8億近くいただきました。今後は4億なんかになりまして、この件数はございません。やり方としては、6月議会に提案しましたのは、5,000万以上につきましては、議会に付すべき事項としましては、契約の目的、方法、金額、相手方を明記すればよいと解されまして、これ行政の実例ありまして、変更した場合については、すべての議会の議決を経なければならないということになりまして、今回は契約金額について変更が生じたので、出させていただきます。内容につきましては、紛らわしいことは事実として認めまして、今後はわかりやすいように説明させていただきます。

今、黒川議員のあれにつきましては、予定価格がございまして、予定価格より下のところについては契約の相手方になります。多分消費税を引いて、それについてはほかの業者はそれ以上じゃないですから、落札となりません。ただ、この増後についても、0.95で落ちた場合は、それについて回りますので、高くなったり安くなったりということにはございませんので、よろしくお願いをいたします。

○9番 黒川勝好君

今言われたこと、ちょっとよくわからんですけれども、私の言っておること。それじゃ、議案第7号のほうで説明させてもらいますと、今回8,200万円になったわけですよ。それで、最初6月の入札執行調書を見させていただきますと、これは消費税を抜いた計算になっておるでいかんですけれども、それじゃ消費税抜いた計算でいきますと、今回の工法の変更によりまして、消費税を抜きますと7,814万……

(発言する声あり)

いやいや、僕が言いたいのはですね、今回の工法の変更、いろいろやってくるわけですよ。それで、最終的にこれだけの金額になってしまったということは、よその業者もこの工法を変えた、本来ならこれだと推進工法に変更するということになってますよね。ですから、そういう工法で計算をして出してきた金額じゃなかったのかなということについては私は思うわけなんですよね。ですから、いろんなやり方はあると思うんです。しかし、この入札の結果を見ま



すと、今回のこの金額ですと全部の業者がとれることになってしまうわけですよ。違いますか、これ。そういうことではいかなですか、私の言うておること違いますか。おかしいですか。

○副町長 河瀬広幸君

すみません、いろいろとご心配をおかけしております。結果としては非常に下水の工事、ことし8億という大きな工事をやらせていただいて、8件ありまして、そのうち変更が生じたわけでございます。これは下水道工事は必ず地中の埋設物がありまして、変更はあり得るといふふうに考えております。発注の段階で施工価格も含めてNTT、中電、いろんなことをやりながら設計を踏まえてやっていく発注をするわけでございます。その後、いろいろ工事をやっていく現場の中で、例えばきょうあります7号案件のように障害物が出たとか、推進の工法を変えるだとか、そういう変更が生じて出た結果でありますので、最初から予測しておればこんな結果にはなりません。当然100%予測というのは不可能でございますので、十分予測はするものの、工事を進める段階で、出た結果によって工事請負契約変更は生じるということでございますので、今後も十分精査し工事を発注しますが、工事の過程の段階におきまして、いろんな要素の中で変更が生じることがありましたら、このように皆さんにご報告しながら、理解を得て進めていきたいと思っております。

いずれにしろ、公共下水道工事、非常に難しい工事ではありますが、我々技術力も結集しまして、なおかつ県のサポートも受けながら適切に工事をやってまいりたいと思っておりますし、これからも変更は必ずあり得るといふ想定のもとに、きちっと工事を施工してまいりたいと、こういうふうに考えておりますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。

以上であります。

○8番 中村英子君

8番 中村です。答弁いろいろありましたけれども、変更はあり得るといふ今副町長のご答弁もありました。地下を掘ることですので、不明な点が出てきて、不測の事態が起こったり、いろいろの状況の変化によって契約内容が変わるといふことは、それはあり得るといふふうに思いますけれども、何が基本かといひますと、一番最初の積算というところは非常に重要なところだと思うんですね。そういう状況の中にもありまして、最初にその地域を積算するときの状況、状態というものについてどれぐらいの調査だとか検討がされているのかというところは一つのポイントになると思うんですけれども、今のご答弁を聞きますと、積算の時点ではすべてフラットな標準な状態で、こうであるだろうという標準状態において積算をするというご答弁だったと思うんですけれども、それは町内の状況をよく把握したり、また分析したりとか、そういう調査ということが実態に即してどれぐらいできているのか、できていないのかというところもポイントになると思いますが、140ヘクタールという広いところで短期においてその積算をしなきゃいけないという、そういう仕事上の無理というか、

限界といいますか、人手との関係もありますので、そういうことにおいてこの見通しの少し甘かったというのか、そうではなくて、常にこういう状況は起こりうると、柔軟に設計変更をしていくということになるのか、その辺の確認をまずしたいと思います。

2点目ですけれども、仮に柔軟に工事を変更していくということになりますと、常に支払い義務がそこに新たに発生してくる場合が出てくると思います。今回も新たに発生してくる場所もありましたし、使わなくてよかった部分もあったわけですが、新たに常に支払い義務が工事の途中に発生してくるということだと思えますよね。これは実際にもう執行しちゃっておりますので、今もう1月の半ば過ぎて25日、下旬ですから、最初は2月にもうこれは仕上げてもらうという話だったと思いますので、もうほぼ工事というものは終了に近い状態でやっていると思うんですけれども、この支払いとの関係においてどういうふうになっているのか。既にもうこれは前渡し金制度もありますので、それでやっていて、後でまた払う部分もあるわけですが、支払いとの関係において、この工事の変更というのはどうなっているのかということをお伺いしたいと思います。

○下水道課長 絹川靖夫君

まず、設計につきましては、実際に現場を見まして、コンサルのほうで図面とか積算をします。例えば水道が入ってまして、水道を例えば掘り返して工事が補償関係出てきます。そういうことのないように、例えば水道から近くの道路に入れなくて、それからあと家庭内については、家がありきの1軒ということで、実際に応じた場合、住民の方に私はこの空き地も欲しいとかいう変更は絶対出ます。

今、先ほど言いましたように、条件事項に発注後、それから土質とか何かについてはわかりませんので、そういう突発的な変更検討は出ますけれども、先ほど言い忘れましたけれども、設計書の契約変更の範囲でございますが、設計変更による増額が当初契約金額の30%以内ということになってますので、それ以上はできません。減額については上限ございません。

それからあと、議員言われたように、前金については契約金額の30%以内は準備金ということで、すべての業者に払っております。きょう議会の承認いただきますと、変更契約を結びまして、それについて仕事をやっていただき、完了検査後に残りの変更計画を精査して、残りの金額について業者にお支払いをすると、それは規定の40日以内のルールになってますので、よろしく願いいたします。

○8番 中村英子君

基本的な考え方というのは、契約や工事の変更というのは不測の事態ということが基本だと思うんですよね。不測の事態が起こった場合に変更があり得ると。これは例えば災害ですよ、災害だとか、その他水が出ちゃったとか、意外、予測不可能であったことに対して契約変更は認められるというのが基本ですよ。すべての基本ですよ。

そこで、私が問題にしていることは、調査の段階において予測可能なことと可能でないこ

との区別ですけれども、今お聞きしている範囲だと、調査が多分十分であったなら、要するにガスだとか水道管のことだとか、そういうようなことですが、そういうこと、それから深さによる作業の変更、推進工法の変更だとか、そういうことについて予測不可能であったかどうかということの視点をきちんと持たないと、どれもこれも、これは後から後づけでいいんだよという拡大解釈になっていきますので、まずその最初の見積りの段階での予測の方法とか調査の方法ということがもう少しきちんとされるべきではないかと。できないとしたら、その理由は何かということをもっと私は問題として第1点申し上げたいわけなんですよ。

さっきの答弁ですと、今後はこういうことないような言い方をしましたので、今後はこういうことが起こり得るといふに言うんなら別ですが、今後は範囲的に時間をもっとあればよかったみたいな答弁がありましたので、その辺のところをきちんと整理してまず言っていたきたいということがまず1点です。

それからですね、支払いのことですけれども、手続上は業者との関係においてはそういうことになるというふうには思うんですが、議会の立場としてどうかということなんですが、結局、議会の議決を経ないまま支払い義務は発生しちゃっておるということですよ。支払いの義務は、もう払うよという約束の前提のもとにやってもらっているわけでしょう、物事は。だけれども、もし議会がそれでいけないよと言ったら、これ話ペアになっちゃう。もうやっちゃったことはやっちゃってるんですけど、そうすると議会はどこで精査するかといったら、もうこれ義務的にオーケーするよりしようがないわけですよ。事前に全部オーケー、オーケーだよと。30%は認められておるでいいよと言っても、中身的には私たちはそれよくわかりませんので、そうすると議会の議決以前に、もう支払い義務は発生しちゃっておると。払わなければいけないお金は出てきちゃっているわけですよ。

ですから、その部分というのはすごくこちら側としては、不測の事態はわかるんですけど、減らしてもらったり、下げてもらわないと、議会の立場としては非常に難しいわけですよ。ですから、その支払い義務が先に発生しちゃうという、いわば先決でやってもいいような状態がどんどん下水道の工事についてつくられてしまうということは、その部分におけるチェックということは非常に私たちとしてはやりにくくなっちゃうわけですよ。ですから、そのこのところをどういうふうに議会との関係において考えてみえるのかご答弁をお願いしたいと思います。

○下水道課長 絹川靖夫君

言われるとおりでございまして、議会で承認得られなければ、業者も困りますし、事務局も困ります。供用開始が3月31日に待ってますので、後づけになります。契約変更の内容につきましては、事務要領にのっとりまして、設計図書と現場と合わせてやりました。今後、私、変更はないとは言ったつもりはないんですけど、絶対あり得ることです。

で、よろしくお願いをいたします。

○7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございます。最初に、議案の提案者であります町長に抗議を申し上げたいと思うんです。

私はやせても枯れても蟹江町議会の議会運営委員長であります。同時に、防災建設常任委員の1人です。これだけの重大なもの、たくさんの議案、この現地も視察しながら、状況をよくつかんだ上で行政のあり方のチェックをする責任を持っています。したがって、少なくとも十分時間をとった審議が保障されることが大事ではないかということをおもうわけでありまして、臨時議会にこれだけのものが提案されて、事実上1日の会期ということに最終的にはなるでしょう。現地視察なんていうこと、あるいは常任委員会に付託していただくなんていうことはできない状況であります。議会運営委員長としてどうこれを調整したらいいかなということ随分と悩みました。こういうことは今後一切避けていただきたい。

今、二元代表制が問われています。議会の権能がどんどんゆがめられておる。さらに定数削減なんていうことになれば、一層議会の権能がゆがめられていくということをおもうわけでありまして、しかし今、こういう中でもぎりぎりの状況で頑張っている議会でありまして、蟹江町の議会は、少なくともチェック機能を果たせる保障をこれは二元代表制の一方の代表である町長にお願いをしたい。

したがって、今後はまさにこの提案は不測の事態だから何とかしてほしいと、こういう提案だというふうにおもうんですけれども、だったらそのようにしていただきたいし、今後は避けていただきたい。申し上げたいと思うのであります。それはそれとして、質問もしたいと思うんです。

1つは、酸欠の問題であります。下水道工事なんていうのは地下の工事でございますので、酸欠なんていうことは常時あり得ることです。想定されることでもあります。したがって、当初の積算でそのリスクについてされているのは当たり前だと思うんです。なぜ今さら酸欠かと言いたいのであります。これについて説明をしていただきたい。当初の積算ではリスクが計算されているはずだと思うのであります。

2つ目、交通誘導員、いわばガードマンでありますけれども、これは私、実はうわさでいろいろお聞きして、うわさでありますから、確定的な発言じゃありませんので申し上げますけれども、排水路工事を4工区がやるということで、しかしお金は4工区が持つということでおやりになりましたですね、22年度で。4工区の皆さんは当然自分たちが責任持ってやらないかと思って、ある業者に積算をしてもらった。ところが、最終的にあかんと町に言われて、町が指名する業者にやってもらった。しかし、実際の請け負った額と4工区の皆さんが見積もってもらった額とでは2割方違った。4工区の皆さんが見積もってもらった業者の

ほうが安かった。その上でガードマンが3人もその見積もった業者と比較すると施工した業者のほうが少なかった。後で抗議もあった。こういう事態を私聞いております。

つまりガードマンの当初の使用数ですな、その積算がまた違うと違いますか。ガードマンをこれだけ必要なんだということを積算をすれば、それはその中で守っていただくことになるのではないんですか。なぜ改めてまた余分にガードマンが必要になったから、それは町内会から抗議があったからということを経由にしたいでしょう。しかし、それは当然最初からガードマンの必要数については積算されているはずだ。少なく見積もるか、多く見積もるかはそのわかりません。業者によって違いますから。しかし、私が見ている限りでは、今NTTの工事もやっておりますけれども、NTTがつけるガードマンとは数が違います。そういう点でいうと、このガードマンの増員分について、これも町が持たなきゃいかんかと、こういうことになるわけでありましてけれども、いかがでしょうか。

それから、4つ目、会計監査ということが課長のほうから言われましたですね。これ出されたあなた方の説明調書、この中のものはすべてあの監査は通ることになるんでしょうか。その辺はどういう見方があるか知りませんが、ちょっと詳しくできたら説明してください。

以上であります。

○下水道課長 絹川靖夫君

水路のマンホールから施工することにつきましては、藤丸団地、須成9号水路に流し入れます。そこで、下水をとるには、やっぱり水路の中に管を埋設してやる工法が妥当だということで積算をしました。実際にマンホールが50メートルピッチにありまして、そこから中へ入ってやれという積算になりましたが、これは不可能で、完全に積算ミスでございますので、ふたをとって、151枚とって、型枠を並べてコンクリートでその受け台として管を並べる工法にさせていただきました。

それから、あとガードマンにつきましては、先ほど言いましたように理由としてはそうなんですけれども、先ほど言いました交代時間、昼休みのあれを積算の基礎として関係機関に相談をし、1.2見ました。実際に業者は1.5倍の0.3多くやっていますが、それについては自分たちも仕事がやりやすいんだと。企業努力でやってくれということで理解をしていただき、積算上根拠の立つだけの誘導員をふやさせていただきました。

会計監査は4月、5月にありますが、町の検査もその都度やっていただいておりますので、質問があれば適宜その質問に対して推進してまいりますので、よろしく願いいたします。

○7番 小原喜一郎君

私は会計監査上の問題で質問したのは、あなた方に会計監査でひっかかってだめになったなんていうことを一切言わせないということをおきたいんだ、ここで。自信を持てますね。補助事業でございますので、そういう点では1つの汚点を残すようなことをしちゃってはいかんし、議会もそれを承認しちゃってはいけませんので、責任を持ってもらいたい

ということが1つであります。

そこで、先ほどの誘導員と酸欠問題ですね。酸欠については、つまり当初あなた方が業者に示した設計上の中の内容と、現実には工法を変えなきゃならん事態に陥ったと。だから、そのことによって余分にかかった費用は、やはり町が考えなければならんという理由ですな。だとすれば、それはそれで理解のできるところでもありますけれども、当初示した設計のままやっぺこういうことが出たというのは、あくまで入札額の中の問題だと思うんですよ。ガードマンは、これはもう当然そういう内容のものだと思うんです。町内会から抗議があった。しかし、それは当初に一定のガードマンの見積もりを無難な形で、つまり十分これはガードマンを少なくすることによってもうけをすることはできるわけですからね。そういうことがあるわけで、私それとの関係で聞くわけですよ。

だから、当然一般常識的なといいますか、ここは問題だなというところを事前にチェックして話し合っぺ、どのぐらいのガードマンが必要かということは見積もるわけですよ。そうじゃないですか。後からこれだけ必要だったからとやれるなら、いつでもそんなことやれるじゃないですか。なぜ入札をするかということになったときに、当初の見積もりが当然尊重や重視されなければならないと思うんですよ。それをなぜ簡単に変更するのか。その変更するには、あなた方が責任があるからということになるわけで、もし変更するとすれば、そこを明確にしてもらいたいんだ。酸欠の問題もそうです。あなた方の責任があるから、これだけの費用負担の増額を考えなきゃならんと、ここをはっきりさせてもらいたい。

今後もあり得るような発言を副町長からもありました。しかし、これが常時行われるようなことになってはならん。議会ははっきり申し上げておきたいと思うんです。しょっちゅうこんなことがあっぺは、どうもならんですよ。ですから、先ほど中村議員の発言があっぺように、これはやむを得なくこういう措置をせざるを得ない状況が生まれてしまったという、やむを得ない措置ということで終わらせておかないと、常時やるということでは、これこそ住民の皆さんの不信が強まるばかりです。申し上げておきたいと思うんです。今の質問の2つに答えてください。

○下水道課長 絹川靖夫君

先ほどから言っぺますように、今回につきまっぺは、多岐にわたりました。5,000万以上の工事がありました。適正に事務をやっぺている関係、例えば悪いことは悪いと認めまっぺ、現場においてふたをとらなくちゃできないということを確認まっぺました。それから、ガードマンにつきまっぺても、先ほど言っぺましたように、当座については起点、終点、中間点で3人と、その積み上げで計算しっぺおまっぺして、中央については交差点が多いことではありました、町はそれは認めっぺておりません。休憩時間の積算の範囲内で1時間交代員を見ただけでございませので、町内会の理由としてそうやっぺ提案させっぺいただきましたが、余分なお金は出っぺておりませので、ご理解のほどを願っぺいをいたしませ。

○7番 小原喜一郎君

今の余分なお金というんじゃないんだ。私が言っているのは、町が当初に示した積算見積もりがあるわけでしょう。入札の際に積算した内容があるわけだ、示した内容が。業者はそこにガードマン何人要るか積算するのは、これは業者の側の話ですから、町が考えたガードマンの必要数というものはあるわけだ。そうでしょうが。町が考えている必要数よりも多く使ってるなら、向こうの責任だ、そうでしょう。しかし、町がどうしてもガードマン、町の積算はこうだったけれども、ふやして、もう5人だったやつを8人にせよと町が指示したのなら、これは町が費用を持つ責任がありますよ。そういう事態に至ったかと聞いているんです、私は。

○下水道課長 絹川靖夫君

実際として藤丸団地、いろいろの方から、年寄りが多いことで、そこを交差点入っていったけれども、工事やっているとということで危ないということがありました。施工会議で業者のほうに、そういうことがあるから、そこら辺を気をつけてやってねと。業者はガードマンをそれにつけたり何かしました。あくまでも今言いましたように、計算式がございまして、A掛ける日数掛ける配置人数で積算を積み上げてやらせていただきました。その中で精査しますと、休憩時間が入ってなかったということで、端的に町の積算ミスで認めさせていただきましたし、増嵩についてはあくまでも業者の企業努力でやっておりますので、よろしく願いいたします。

(「積算ミスがあったということだな」の声あり)

○下水道課長 絹川靖夫君

はい。

○10番 菊地 久君

きょう出されたまず契約変更の問題であります、契約規則に基づいて法的には何ら違法もないし間違いもございませんと、こういうお話が今あったわけですので、その点については間違いはないですね。再度確認します。

2つ目、工事の進捗状況でありますけれども、契約を結んで本時点までどの程度工事が進んできておるのか。その工事をやっておるときに、この問題、きょう契約をしたいという問題点はいつ発生されたんですか。いつごろの時点で発生をされて、そういう工事をもうやっておるのかやっていないのか。きょうの契約、ここの議決に基づいてスタートをするものか、もう既に仕事をされておるものなのかどうなのか、その辺がまだちょっと今のところわかりづらいわけですので、その点はどういう状況なんですか。これ2つ目。

3つ目、今回の契約の変更についての再契約でありますけれども、プラスになる場合の条件書いてあります。マイナスになったところもあります。大きく変化をしてこれからお金を払わなければならない、工事をしなければならないということについて、るる説明がありま

した。ふえるほうについては、物すごい私たちは関心があるもので、余分なことをしておりはせんかと、積算ミスではなかったかと思うわけね、これ第一にね。お金を余分に払いはせんかとか、業者に泣きつかれて余分に払いはせんかと思うわけ。

もう一方は、マイナスになるほうね、戻ってくるほう、900万戻るとね。それはえらいことだなと思うでしょう。マイナスになってくれば戻ってくるほうだもんで喜ぶわけ。ああ、ほうかほうかと思うけれども、その原因は一体どこにあったんでしょうか。最初の積算見積もりしたときの工法、こういう工法でやるとこうだったよ。ここには埋設の危険なものがあつたけれども、これを除外したことによって、ああ、こんなに助かっちゃったよという1つの努力の成果であったのか、積算を立てるときの調査研究の段階の、逆に気がつかなかったことなのか。その辺のところがちよっと今わかりづらい。できることならば、ああそうかと、いろいろと担当者初め皆さんが努力をした結果、こういう工法に変えてお金が逆に浮いてきた、おお、よう頑張ったなと言って評価ができる部分なのかどうなのかということ。

その辺について、これを見ますと大体2つぐらいは、あんたたちはどうしてこんな名称を使ったかよくわかりませんが、第2号と第4号はですね、あたかもこれは町内からの交通安全だと。工法のことじゃないですよ。表題よ。そこに町内会からの交通安全対策で強い要望があったと言われると、我々はこの表面だけ見れば、そりゃそうだなと、あの藤丸団地のところへ行ってちょうだいと。大変ですわ、人が大勢同じ団地に住んでおましてね、関西線のところから行く道ね、えらい状況変化しちやっておるもんね。どうやっていくのと。回ってこっちから来てもこっちは通行どめ、これはいかんというようなことでね、物すごい変化している、地域がね。変化しておるで、あれは住んでおる人から言うと、穴掘りからかえって団地内は大変ですよ、あれはね。

だから、それはどの程度ガードマンを計算したのかどうかわかりませんが、やっとなるうちに、新たに工法を変更したとか、いろんなことによって、どうしてもこことここには人間を配置せないかんと思うような箇所が確かにあるですよ、見ても、我々が行っても。危ない、この道変わっておるがやと思うの。だから、そういう声が出たことも事実だろうと思いますけれども、そういうじゃ町内会からいつの時点でどのような形で要望書が出たんですかと。町内会長の名前で出てきておるんですか。地域の住民だけの要望なんですか。それはいつごろなんですかということは今ないですよ。そういう要望書はいつ出た。いつ出た要望書に基づいて、私たちはこれはいかん、安全対策上やらないかんと。したがって、業者にもっとやってくれんかと、予算の中でという話はしたけれども、それは予算がないので、悪いけれども追加で銭ちょうだいという話になったのか、そういう交渉の過程というのは必ずあるわけですね。

だから、ただ町内会からと書いてありますけれども、どこの町内会かわからせんわ。藤丸団地町内会長の名前によって、囑託員でございますので、1つの町を代表してやってくださ



っている準公務員だわ。大体町から上がってくるのは、町内会長へ上げて、自治会長へ上げて、土木工事を何しよう出してこいと言っておるわけ。だから、そういう方法で町内会長から何月何日に出てきたと。確かに現地を見たところ、これはいかんなど、危ないなと思ったと。だからということが前段何もないわけ。だから名前だけを勝手に使ったじゃないかというふうに思われちゃうよ。だから、いつごろの時点でこういう要望書が出されて、それについて現地や設計変更等によって必要性を感じたと。したがってということがないといかんと思いますが、その割には使う金は計算していったら少ないんだよな。交通安全対策費用少なくて、ほかの費用が多いが、これ。見ても全然違うんだ、これはな。交通安全対策で私は243万円要るかと思った。243万円だ、これ増額部分だ。そして見ていったら違うわな。交通安全対策は40万か何かじゃなかった。こういうふうに物すごい見た目と中身が違うから、これおかしいぞと思うでしょう。だから、その辺についてはもう少し具体的にわかりやすく言ってもらいたいよと。

あともう一つのほうは、実情に応じてというか、現地によって想定外というのがあるね。必ず工事というのは想定外というのがあるんですよ。想定外によって工事の施工方法を変えて、変えたことによって予算が必要になる場合がある。また逆に、想定外によって安く上がる場合がある。それはここに書いてあるあとの5つは大体想定外と考えたほうがいいと私は思うもので、作為的だと考えたらいかんでね、これね。知っておりながらも、知っておってやったとは思ってませんから。やってみたら、地下の穴の、地下のことですね。穴くるくる掘って行って気がついたり、それから違法に配管がやってあったり、排水口や何か勝手にやったりしておる家庭もある場合もあるわけ。気がつかんといっぱいある。だから、本当に工事をやって行って、想定外でこういうものがあつたと。だから、それはいつごろにわかつたと。さっき言いましたよ。いつごろわかつた。わかつたことについて、いつからこれは議論をしたという過程ですね。

先ほど私が言いましたように、きょう議決をしてから工事にかかるのか、もうかかっちゃっておるのか、どうしておるんだということ。先ほどの中村議員からの会計法上の問題があるものですから、どうなのかなと。もう最初に工事かかっちゃって、もう内金は30%払っちゃって、あと残りは工事完成後にあとの7割を払えばいいものだという、その間だけはどうでもいいという考え方でいいのかどうかということ。それもありますので、その点についてまず余りぎゃーっとぎょうさん言っておると、課長が頭へかっかかっかして、わけわからんこと言うといかんで、時間もありませんので、まずその質問だけしておきますので、整理をして、後で議長さん、一遍整理をして、昼からでも結構ですので、答弁をわかりやすくちょっと、大体私と中村議員と小原議員が言っておることは、よう似たことを言っておるの。よう似たことを言っておるもので、整理をしてもう少しわかりやすく、あなたが悪いとあなたを責めておるわけじゃないよ。ちょっとわかりづらいです、これだと。もう少し整理をし

で言っていたきたいと思うね。どうですか、議長、そんなようなことでお願いします。

○議長 伊藤正昇君

それでは、暫時休憩します。午後1時から再開します。

(午前11時55分)

○議長 伊藤正昇君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

○議長 伊藤正昇君

菊地久君の質問に対する答弁から入ります。

○下水道課長 絹川靖夫君

昼前質問いただきました。その4点ほどについて答弁をしたいと思います。

まず、進捗状況でございますが、藤丸処理分区その1、12月末現在でお願いをいたします。加藤建設でございまして、80%、ついでに交通整理の関係が出てますので、それについても言っていきたいと思っております。50万円の増でございます。藤丸処理分区その2、山田建設、76%でございます。交通員33万円の増でございます。藤丸処理分区その3、大笹組、81%でございます。43万円の交通整理員の増でございます。それから、駅北処理分区その8、戸谷組、90%でございます。交通整理員2万円の増でございます。今東処理分区その10、加藤建設で75%でございます。それから、本町新屋敷処理分区その1、山田建設で60%でございます。54万円の増でございます。本町海門処理分区その1ほか、マイナスの交通整理員80万でございまして、加藤建設で60%でございます。

本町新屋敷処理分区の山田建設におきましては、推進工法はまだ行っておりません。これについては、議会の承認をもらってからやりたいと思ひまして、これが大きく変わるところでございまして、これについてはまだ現場で工法は行っておりません。ただし、これは工期延長をいただきまして、3月末には、ただし卒業式が3月18日にございます。それまでには完成するというところに業者に確約を得ております。

それから、加藤建設の60%につきましても、これはNTTの協議とか、業者、名前を出していいかどうかわかりませんが、甘強さんの関係で事業計画があるということで、なかなか升の位置とか何かが回答を得られなかったものですから、設計協議にかかりましたので、それからもう1件、ちょっとトラブルになりまして、ここをやるなということでちょっとストップされてますが、これも対話の関係でやらせていただくことになりましたので、これについても3月末までにやらせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

それから、問題発生が起きたときどうするんだと、その都度打ち合わせ簿に書きまして、受理しまして、業者のほうから、確認をし、指示を出します。それはその問題が起きたときに打ち合わせ簿でそういう協議をしております。それから、施工会議等も2週間に1回行っ

てますので、それは問題意識を持ってやっております。

それから、再契約につきましては、これは質問はプラスマイナスもちろん業者はございます。これについては、議会の承認を得てから変更契約になりますので、よろしく願いいたします。

あと町内会長の関係でございますが、藤丸団地には3人の方が見えまして、書面を持って私に会いに見えます。例えば業者が道路にとめておると、どういう指導をしておるんだと。それから、ガードマンが足りんじゃないかと。それからあと、白線でも消えておるのにとまれや何かがないじゃないかと、危ないじゃないかと、そういうことをどう対処しておるんだということで書面を見えまして、あと2人ほど見えます。それに対しては、業者に指示をし、適切に事故がないように円滑にやろうと思っておりますので、それは指示を出しております。

町内会長あても、それは藤丸団地につきましては、4つの業者が入っております。ぐちゃぐちゃになりますので、どうしてもやっぱり誘導をして、これはお金を払ってませんけれども、交通安全に気をつけて今回につきましてやらせていただきましたので、ご理解のほどをお願いいたします。

あと昼休みに甚目寺のほうへ行きましたら、こういう案件でどうやっておるんだと、これにつきましては、全員協議会でお話をして、本会議のときには簡単に議決をいただいております。そういうこともありますので、今後7件、多用にわかりにくい説明をさせていただきましたが、今度はスムーズにいきますように、それも含めてやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

それから、あと業者のプラスマイナスにつきましては、協議書でやっておりますので、理解はしております。これだけ工事をやらなかったら減るんだよと、戸谷組なんかは特に大きく減りますよね。それは理由の範疇の中でございますので、業者は理解をしております。

ほかは答弁漏れありますでしょうか。

(発言する声あり)

法律上につきましては、手順を踏んでやっておりますので、ご理解のほどをお願いいたします。

以上でございます。

#### ○10番 菊地 久君

まず概要がわかってきたのは、まず第1に提案理由のときの書き方なんですよね。町内会よりと書かれますと、大体ここは藤丸団地なんですよね。藤丸団地の町内会で、普通はあれだけの工事をやっておってスムーズに行くはずはないんですわ。必ず町内会の中にいろんな意見が出たりして、町内会からこれとこれとは問題だよと、これはどうなっておるとということと、要望書というのは一般的にはまとめて出るわけ。そういうものが出てないということね、まず。町内会からは出てないということね。これは個人からと。

(「書面で」の声あり)

個人だね。

(「個人」の声あり)

個人の人が3名、議案の2号は3名、それで議案の4号も同じ人ですか。

(「同じ団地内の」の声あり)

同じ人間ですね。

(「はい」の声あり)

同じ人間の人が2号と4号については書面を持っていつ出されました。それ言ってないですよ、あんだ。いつ持ってみえたの。

○下水道課長 絹川靖夫君

これは工事が4業者入りました。そのときの11月の末だと思います。

○10番 菊地 久君

今整理をしていただいたんですが、きょう一遍に7つの契約ですね、再契約、いろいろ工事の変更に伴っての契約という事項ですので、本来なら大きな工事の変更については、現地を説明をすると。また、議会の担当の常任委員会のほうが、普通は積極的にこういう問題があったら、普通は現地へ行って勉強するんですよ、見るんですよ。それもどうも欠けておるもんですから、理事者側ばかり悪いとは責められませんが、議会側も余り真剣味がないじゃないかと思われてもしょうがないですわ。だから、議会も責められる、理事者側も責められるんですよ、正直言って。

それで、特にこういう工事変更で再契約するものですから、なぜとだれでも聞くんですよ。そのときに説明がお互いできるし、そして議会側は議会側でああ、そうかと、現地確認をする、見るということによって、初めてお互いが二元制の執行者と議会側がしっかりと予算執行なり工事などを管理監督しておるなという姿が出てくると思いますので、執行者側に私はちょっと質問をしたいんですが、これだけの工事変更、これは下水道事業は大変難しいこともよくわかります。よそでもやってますのでね。大変だということがわかりますが、大変であればこそ、お互いに情報交換をしつつ前へ向かうような手だてというのは非常に重要になってくると思うんですよ。

そういう意味で、私はまず今回の小原議員がご立腹されましたように、これだけのものがあっても議会に何もないと、勝手にどんどん進んじゃってきょう初めて聞いたようなね、それでいいのかと、執行部はどうなっておるんだというような質問があったように、これは今部長が報告し、課長が報告したんですが、この前段はね、本来は前段は町長なり副町長がこれだけの議案を出して、変更がありいろんな問題の発生するときだものですから、冒頭に言うべきことではなかったのか。冒頭にやっぱり言わなあかんですよ。それから、もっと事前に、議長にこれだけの事業があるけれどもという報告とか、そういうものがあってしかるべ

きだと思えます。今さら済んだことで言うつもりはありませんけれども、そういう面で欠けておるのではないかと。

それで、欠けておるといのは、裏返して言うと二元制とは言いながらも、執行部がこうやって議案を提案すれば、ここの議員さんは過半数以上の人は賛成してくれるだろうと思っ込んでおるから、あんたたち。否決されるなんて思ったことないでしょう、一遍だって。これを例えば否決をされたらどうなりますかということね。そういうこと考えたことないでしょう。提案すれば全部通ると思っ込んでおるの。それがこういうことになってくるものですから、もう少し議会側に対して真剣味を持って説明なりしてもらいたいんですよ。そういう面については、なぜそういうアクションなり、そういうことを起こさなかったのかですね。

細かい数字やいろんなことは絹川課長はようやっておる、あなたはようやっておる。わし本当にえらいと思うよ。本当にご苦労、あそこの事務所へ行けばようわかるわ。あの人中心にして、本当に熱心にやってみえるでね、えらい。だから、できる限りスムーズに事をね、やっぱり工事を進めていくということね。それで、住民に迷惑かけずにやっていこうと、こういうことは我々も与えられておる使命ですので、協力するときは協力せないかんと思っます。でも、それにはお互いに理事者側や議会側が一丸となってやれるかどうかということは大切だと思っものですから、老婆心ながら、小原議員があれだけ怒るといことは相当怒っしておるものですからね、私は本当はなだめないかん立場でございませけれども、そういうわけにはいきませんで、私も同じように、この件についてどうして理事者側はこの提案に当たって、ただ単に議案だけ提案して、部長に話をさせて、課長に話して終わっおるのと、どういうつもりなのということについて、まず質問をしたいんです。考え方を聞かせてください。

○副町長 河瀬広幸君

大変ご心配をおかけいたしました。結果としては非常に多岐にわたる案件でございまして、本来であれば事前にいろいろ細かい資料もお出しをすべきでございましたが、今回は総額8億のうちの工事案件の中で、変更設計も多岐にわたっおりました。実際はこれからの反省といたしましては、事前に例えば協議過程を含めまして説明させていただき、きちんと内容を説明した上で、本議会の議決に持つていくべきだと考えております。

それともう一つは、額の大きい小さいというのがありまして、この設計の内容をみますと、数万から10万もしくは100万という単位がございまして、いろんな複雑多岐にわたりますので、それがなかなか説明ができなかつた。私の気持ちとしては、担当部長、課長がこの細かい資料によって議会で説明するということでございまして、それじゃその議会の中できちんと細かい説明までしていただき、理解を得てから議決をいただこうということで私ども提案をさせていただきましたのが本意でございまして、今後につきましては、基本的にそのところを踏まえまして、資料の出し方、それから事前の説明等を十分精査した上、

議会のほうにお諮りしたいと考えておりますので、よろしくご理解を賜りたいと思います。  
以上でございます。

○議長 伊藤正昇君

それでは、他に質疑ないようですので、質疑を終結します。

これより議案ごとに討論、採決を行います。

日程第4 議案第2号「蟹江町公共下水道事業下水道管きょ布設工事（藤丸処理分区その  
1）請負契約の締結事項の変更について」討論に入ります。

（なしの声あり）

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第2号を採決します。

お諮りをいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第3号「蟹江町公共下水道事業下水道管きょ布設工事（藤丸処理分区その  
2）請負契約の締結事項の変更について」討論に入ります。

（なしの声あり）

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第3号を採決します。

お諮りをいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第4号「蟹江町公共下水道事業下水道管きょ布設工事（藤丸処理分区その  
3）請負契約の締結事項の変更について」討論に入ります。

（なしの声あり）

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第4号を採決します。

お諮りをいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第5号 「蟹江町公共下水道事業下水道管きょ布設工事（駅北処理分区その8）請負契約の締結事項の変更について」 討論に入ります。

（なしの声あり）

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第5号の採決をします。

お諮りをいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第6号 「蟹江町公共下水道事業下水道管きょ布設工事（今東処理分区その10）請負契約の締結事項の変更について」 討論に入ります。

（なしの声あり）

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第6号を採決します。

お諮りをいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第7号 「蟹江町公共下水道事業下水道管きょ布設工事（本町新屋敷処理分区その1）請負契約の締結事項の変更について」 討論に入ります。

（なしの声あり）

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第7号を採決します。

お諮りをいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第8号 「蟹江町公共下水道事業下水道管きょ布設工事（本町海門処理分区その1ほか）請負契約の締結事項の変更について」 討論に入ります。

（なしの声あり）

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第8号を採決します。

お諮りをいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

○議長 伊藤正昇君

日程第11 議案第9号「平成22年度蟹江町一般会計補正予算(第7号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 加藤恒弘君

提案説明した。

○議長 伊藤正昇君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第9号を採決します。

お諮りをいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

○議長 伊藤正昇君

以上で本臨時議会に付議された事件はすべて議了いたしました。

したがって、平成23年第1回蟹江町議会臨時会を閉会いたします。

(午後 1時24分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

蟹江町議会議長

伊藤正昇



1 番 議 員            松 本 正 美

2 番 議 員            伊 藤 俊 一